

子どもの学習・生活支援アウトリーチ事業運営業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 件名

子どもの学習・生活支援アウトリーチ事業運営業務委託

2 募集目的

渋谷区では、貧困の連鎖の防止・解消を目指し、生活保護世帯の子どもと養育者を対象に「子どもの学習・生活支援アウトリーチ事業」を実施しており、令和 8 年度からは生活困窮世帯への対象拡充を予定している。

業務履行にあたっては、子どもが多様な選択肢から進路を選択できるよう、適切な学習指導と幅広い進路情報の提供が求められ、学習支援にとどまらず対象世帯の課題に応じた支援も必要となることから、これらに対応できる専門性やスキルを有する事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

3 業務内容（以下、「本業務」という。）

「【別紙 1】仕様書（案）」のとおり

4 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※履行期間中の履行状況が優れている場合は、令和 10 年度までを限度に、単年度ごとに同一の受託者と随意契約を締結することを予定している。

5 委託金額（提案上限額）

20,680,000 円（税込）

※見積金額が提案上限額を超える提案は失格とする。

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができるものは、次の①～⑥までの要件を全て満たす事業者とする。

- ①渋谷区における競争入札参加資格を有していること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ③渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 9 年 3 月 27 日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- ④渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成 25 年 11 月 25 日区長決裁）に基づく入

札参加除外措置を受けていないこと。

⑤経営不振の状態でないこと。

⑥東京都内の区市町村、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市及び千葉市において、

令和2年4月1日以降に同種又は類似の業務について受託実績を有すること。

※「同種」とは子どもの学習・生活支援の双方を指し、「類似」とは学習支援のみを指す。

なお、主要な業務内容は学習支援であるため、生活支援のみの受託実績は不可とする。

7 参加申込

(1) 受付期間

令和8年1月21日（水）から令和8年2月3日（火）17時まで（必着）

(2) 受付方法

受付期間内に、以下の書類を郵送又は持参により渋谷区役所 2階生活支援課生活支援係（「17 提出先・問い合わせ先」を参照）へ提出すること。

※郵送する場合は、受付期限内に必着とし、特定記録郵便又は簡易書留を使用すること。

[提出書類]

①参加申込書（様式1）

②履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）

③法人概要等（様式任意）

・法人概要（パンフレット可）

・法人定款

・「6 参加資格」⑥の受託実績を確認できる契約書及び仕様書の写し

(3) 参加資格審査

提出書類を審査し、2月9日（月）17時（予定）までに、参加資格審査結果通知書を電子メールで通知する。

※参加資格を有する場合は、「10 プレゼンテーション・ヒアリング」の日程を併せて通知する。

※期限までに通知がない場合は、生活支援課生活支援係へ電話で問い合わせること。

8 質問受付

(1) 受付期間

令和8年2月10日（火）から令和8年2月13日（金）17時まで

(2) 受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記入し、受付期間内に電子メールにより生活支援課生活支援係（sec-seifuk-ssien@shibuya.tokyo）へデータを送信し、受信状況を電話で確認すること。なお、電子メール以外の方法（電話・訪問等）は一切不可とする。

(3) 回答方法

質問内容と回答をとりまとめ、令和8年2月18日（水）17時（予定）までにすべての提案者に電子メールで送信する。なお、回答書の内容は、本要項及び仕様書の解釈に適用する。

※参加資格を有するにも関わらず期限までに通知がない場合は、生活支援課生活支援係へ電話で問い合わせること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出物及び作成方法

「【別紙2】企画提案書等作成要領」に基づき、以下のとおり作成すること。

提出物	数量
①企画提案書（様式任意）	・印刷物（正本1部、副本5部）
②見積書（様式3）	・PDFデータ

(2) 提出期間

令和8年2月10日（火）から3月2日（月）17時まで（必着）

(3) 提出方法

提出期間内に、郵送又は持参により、生活支援課生活支援係へ提出すること。

※郵送する場合は、受付期限内に必着とし、特定記録郵便又は簡易書留を使用すること。

※持参する場合は、事前に日時を電話連絡のうえ、「提出先」窓口へ提出すること。

※PDFデータはDVD又はCD-Rに格納して印刷物と併せて提出するか、電子メールにより別途提出すること。

10 プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 実施日程

令和8年3月24日（火）（予定）

※実施日時・場所、その他注意事項は参加資格審査結果通知書により通知する。

※プレゼンテーション・ヒアリングに出席しない場合は失格とする。

(2) 実施方法

①提案者が、選定委員会の委員に企画提案書の内容を15分以内でプレゼンテーションし、その後委員が25分程度を目安にヒアリングするものとする。

※プレゼンテーションは企画提案書の内容に限るものとし、それ以外の内容説明や補足資料の追加等は不可とする。

②提案者の出席人数は3人以内とし、うち1人は本業務に従事予定の責任者とする。

※プレゼンテーションでは、提案者を特定できる内容（法人名、ロゴ等）を表示しないこと。

11 評価方法及び結果通知

本件業務委託に係る「プロポーザル方式業者選定委員会」において、参加申込書類、企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリングの内容を総合的に審査し、最も高い評価点の提案者を契約候補者として選定する。また、評価点が同点となったときは、見積価格が最も低い者を上位とする。

※選定結果については、すべての提案者に自己の結果のみを3月26日(木)17時(予定)までに電子メールで通知する。期限までに通知がない場合は、生活支援課生活支援係へ電話で問い合わせること。

12 評価基準

「【別紙3】評価基準」のとおり

13 契約締結

選定結果を通知後、契約候補者と協議の上、必要に応じて「【別紙1】仕様書(案)」に企画提案書及び質問回答書の内容を反映し契約締結する。

※契約手続は、渋谷区契約事務規則(昭和39年5月13日規則第22号)の規定によるものとする。

※契約候補者が、契約締結前に「14 参加資格の取消」に該当することが判明した場合、又は契約締結を辞退した場合は、選定結果において次点の評価を受けた提案者と協議し、契約を締結することがある。

14 参加資格の取消

提案者が、次のいずれかに該当することが判明したときは、参加資格を取り消すことがある。

- (1) 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 提案内容に虚偽の内容が含まれることが明らかになった場合
- (3) 審査の公平性に支障を及ぼす行為があったと認められる場合
- (4) 契約締結までに「6 参加資格」の要件を満たさないことが判明した場合
- (5) 前各号のほか本要項の定めに違反する行為があったと認められる場合

15 その他

- (1) 本業務は、令和8年度予算に基づき実施するため、予算が成立しない場合や予算が配当されない場合は、本要項に基づく取扱いをすべて無効とする。なお、これにより参加申込者及び提案者に損失が生じることがあっても、区は損害賠償の責めを一切負わないものとする。また、契約候補者の見積金額に対し予算額に不足が生じる場合は、

金額、仕様その他の契約内容について改めて協議する場合がある。

- (2) 本要項に基づく各種書類の作成・提出、プレゼンテーション等に要する費用は、すべて参加申込者及び提案者の負担とする。
- (3) 提出物は、本プロポーザルにおける契約候補者選定のみに使用し、選定後は返却せず区の責任で保管・廃棄する。なお、区の保管期間中に提出物に対する情報公開請求があった場合は、渋谷区情報公開条例に基づき公開することがある。
- (4) 天災その他やむを得ない理由により、プロポーザルを適切に実施することが困難であると認められるときは、これを中止又は取り消すことがある。この場合、参加申込者及び提案者はプロポーザルの参加に要した費用を区に請求することはできないものとする。
- (5) 参加申込書を提出後、途中で参加を辞退する場合及び契約締結を辞退する場合は、辞退届（任意様式：辞退理由を記載したもの）を提出すること。
- (6) 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

16 スケジュール

内容	日程
① 募集要項等公表及び参加申込書類の受付	令和8年1月21日（水）から 令和8年2月3日（火）17時まで（必着）
② 参加資格審査結果通知	令和8年2月9日（月）（予定）
③ 質問の受付	令和8年2月10日（火）から 令和8年2月13日（金）17時まで
④ 質問への回答	令和8年2月18日（水）（予定）
⑤ 企画提案書の提出期間	令和8年2月10日（火）から 令和8年3月2日（月）17時まで（必着）
⑥ プrezentation・ヒアリング	令和8年3月24日（火）（予定）
⑦ 選定結果通知及び契約候補者の公表	令和8年3月26日（木）（予定）

17 提出先・問い合わせ先

渋谷区福祉部生活支援課生活支援係

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号

T E L : 03-3463-2080

E-mail : sec-seifuk-ssien@shibuya.tokyo